

# ホームページ公開

平成28年1月26日 定例教育委員会 会議録

## 1 開催日時及び場所

・平成28年1月26日(火) 午後2時45分～午後3時48分

・教育委員会室

## 2 出席者

教育長 松川 禮子	事務局職員	
委員 稲本 正	副教育長	尾形 哲也
委員 土屋 嶠	教育次長	南谷 清司
委員 野原 正美	総合教育センター長兼教育研修課長	丹羽 俊文
委員 森口 祐子	教育総務課長	国島 英樹
(月村時子委員は欠席)	教育総務課教育主管	折戸 敏仁
	教育財務課長	松原 正隆
	教職員課長	高木 俊明
	教職員課福利厚生室長	森部 圭一
	教職員課教育主管	森 嘉長
	学校安全課長	服部 和也
	学校支援課長	吉田 梓
	学校支援課教育主管	小栗 英幸
	特別支援教育課長	出口 和宏
	社会教育文化課長	土井 信之
	体育健康課長	高橋 幸平

## 3 議事日程等

報第1号及び議第1号について非公開とすることを決定。

## 4 会議録

平成27年12月24日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

## 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>	
退職教職員の表彰（1件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第1号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</b>	
特別支援 教育課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、岐阜県知事から平成28年第1回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る議案について意見照会があったので、異議のない旨をお諮りするものである。</p> <p>該当議案は、岐阜希望が丘特別支援学校第2期工事及び障がい者用体育館建築工事の請負契約である。岐阜希望が丘特別支援学校については、第1期工事が平成27年7月に完了し、8月の竣工式には土屋委員や野原委員にご出席いただいた。9月から供用開始し、現在、東側の旧施設の解体及び土地の造成工事を行っており、造成工事完了後に第2期工事に着工し、校舎の一部と体育館を建設する予定である。本工事は平成28年3月に着工し、平成29年9月末に完成予定である。本工事の全体事業費は約22億円である。（完成予想図のパネルを用いて）現在、西側の部分が完成しており、本工事では、東側に2階建ての体育館や連結している校舎の一部、運動場や駐車場を整備することになる。体育館は1階が特別支援学校の体育館、2階が障がい者用の体育館となる。</p> <p>入札の経緯について説明する。総合評価落札方式（簡易型②）という学校等に用いる契約方法により、12月10日に一般競争入札を行ったところ、1社から応札があった。本事業は公共建築住宅課と共同で行っており、入札参加資格委員会を経て総合評価を実施した結果、大日本・共栄・東特定建設工事共同企業体と仮契約をした。契約金額は15億4,224万円であり、予定価格に対する落札率は97.93%である。議会における議決後、直ちに本契約締結に着工する予定である。</p>
稲本委員	<p>新国立競技場では国産材を使用することが決まった。いろいろな研究では、木造の校舎の方が風邪をひきにくいとか、コンクリートよりケガが少ないといったよい報告があがっている。今後、入札に当たりプレゼンテーションを行うなど、競争によってよりよい学校ができるような流れを岐阜県でも作っていただきたい。</p>
副教育長	<p>公共建築物の木造化については、建築部局で検討していると思われる。教育委員会に限らず、県全体の建築物をどのような流れにもっていくかについて、今後、何らかの方向性が出てくるとと思われる。</p>
稲本委員	<p>法律的には、木造で多層階の建築ができるようになった。まずは教育機関を木造化した方がよいという流れになっている。</p>
土屋委員	<p>民間企業では、人手不足や資材の値上がりが問題となっており、ゼネコンによっては、採算が合わないので仕事を取りたくないというケースも増えてきている。現在、東京や名古屋といった都市部に集中しているので、今後、工事を発注する際にも見積りの取り方を工夫するといったことが必要になると思う。</p>
稲本委員	<p>それも大きな問題である。大手ゼネコンは東京オリンピックまで余裕がない状況である。中小企業の力も活用していくような方策が必要になってくると思う。</p>
教 育 長	<p>議第1号につき、挙手により採決する。</p>

# ホームページ公開

教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第2号</b> <b>議第3号</b>	<b>岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について</b> <b>岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について</b>
学 校 支 援 課 長	<p>本議案は、準教科書に関する規則改正を行うものである。まず、準教科書とは、教科書の発行されていない各教科・科目の主たる教材として使用する教科用図書である。多くの場合、学校独自に設定する学校設定教科・科目や、農業、工業、商業、生活産業等で教えられている専門教科・科目で使用される。</p> <p>改正の経緯であるが、昨年度、教科書採択に係る事項をより厳格に行うため、教育長に対する権限の委任等に関する規則を改正し、今年度9月に採択をいただいた。今回、準教科書の選定に係る手続きについても、より厳格に行うため、関係規則の改正を行うものである。</p> <p>改正の内容であるが、従来、準教科書の使用承認については、学校から随時申請を受け、これを学校支援課で審査し、承認の決裁を行っていた。これをより厳格に行うため、準教科書について今後は教育長の決裁を受けるものとする。そこで、随時受付を行っていた準教科書使用承認申請書について、「使用を開始しようとする日前30日までに」という部分を削除し、通知で期日を指定することにより、まとめて申請を受け付けることとした。また、審査に期間を要するため、承認について「申請のあつた日から10日以内に」という部分を削除し、申請の期間を改正するものである。なお、特別支援学校管理規則についても、同様の内容である。</p>
教 育 長	昨年9月にご審議いただいたのは教科書であって、準教科書は見えていない。代表的なものがあれば見せていただきたい。
稲 本 委 員	(準教科書について) 現場に即していて、教科書より面白い内容である。
森 口 委 員	準教科書は何社も作っているものなのか。
学 校 支 援 課 教 育 主 管	出版社以外にも「飛騨地区活性化推進協議会」といった団体が作っているものもあるし、高校で作っているものもある。
野 原 委 員	随時の受付ができなくなるということは、年度途中で使いたいものが出てきても翌年度まで待たなければいけないということか。
学 校 支 援 課 教 育 主 管	検定教科書が発行されていない教科・科目の教材として準教科書が発行されているので、教科書に準じた形で申請をしてもらうこととしている。
副 教 育 長	年度当初から終わりまで1年間通して使用することが前提となっているので、年度途中で変えるということはあまりないと考えている。
教 育 次 長	参考図書ではないので、教科書に準じた取扱いとなる。
学 校 支 援 課 課 長	これまでも例年、2月頃に取りまとめて承認を受けることが一般的なようである。学校に不都合のないように対応してまいりたい。
稲 本 委 員	介護の準教科書を見たが、具体例や絵・写真が少なく、受験勉強のための内容のように思われる。これで合格して介護の現場に入ってもなかなか通用しないのではないか。
教 育 長	介護福祉士の試験に合格することを目指した教材である。

## ホームページ公開

稲本委員	準教科書によって内容に差がある。教員がいかにかうまく使うかが重要である。
副教育長	そういった点については、いかにより副教材を活用し授業を工夫するかが重要になってくる。
森口委員	資格を取得できないと介護現場に就職することもできない。
副教育長	資格を取得することを目的として入学する生徒も多くいるため、そこに焦点を当てざるを得ないのが実際のところである。
稲本委員	資格取得の勉強に重点を置いて介護の現場の大変さをあまり経験せずに来た者が挫折して辞めていくのではないかと思う。
副教育長	今、資格取得に当たり現場での体験学習が義務付けられている。ある程度の経験を積むことはできていると思うが、いわゆる座学だけでは不十分であることは間違いないので、学校現場でしっかりと経験を積めるように取り組んでいきたいと思う。
稲本委員	介護現場の現状をよくするための教育制度をいかに整備していくかは大きな問題であると思う。せっかく人材を育成しても辞めてしまうのはもったいないので、学校教育段階から準備しておく必要があると思う。
教育長	議第2号及び議第3号につき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。

### 事務局報告

#### (1) 岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会（第5回）について

教職員課長	<p>12月15日に第5回のコンプライアンス向上委員会を開催したので報告する。今回は、不祥事根絶に向けた具体的な施策についてご協議いただいた。本委員会は、不祥事根絶や不祥事を生まない職場環境づくりのため、外部有識者からご意見をいただき、施策立案することが目的である。そこで、今まで4回の委員会におけるご意見を踏まえ、事務局内のワーキンググループにおいて、施策立案の検討を進めてきた。ワーキンググループは、10月から3回実施しており、施策の検討に当たり、不祥事発生の要因分析から始め、分析に基づき対策の視点を整理し、施策の方向性について各課横断的に検討を進めてきた。</p> <p>今回の委員会で具体的な施策提案を行い、委員からご意見をいただいた。まず、「1 コンプライアンス意識の向上」の観点から、研修内容として、教員としての指導力向上の研修ばかりでなく、社会人としての規範意識を身に付ける研修の充実を図ること、具体的には、法令遵守や社会規範の観点から、研修の質、内容、量を見直すことを提案した。また、研修のもち方としては、一方的講義形式の研修ばかりでなく、参加型研修も積極的に導入することを提案した。それから、毎年、各学校が、保護者・生徒を対象に行っている学校評価に、教科指導・生徒指導の観点ばかりでなく、コンプライアンスの観点も評価に加えることを提案した。さらに、コンプライアンス向上研修の手引きとなるハンドブックを作成し、現行のセルフチェックシートも改善し、その活用方法を見直すことを提案した。</p> <p>次に、「2 勤務の適正化」の観点から、まず、勤務時間の管理として、全職員の出勤時間の管理と報告を義務づけること、具体的には、県立学校は県教育委員会、小中学校は市町村教育委員会への報告を義務づけ、必要に応じて、管理主事が学校訪問し、管理職への指導・助言を直接行うことを提案した。次に、時間外勤務の縮減として、原則、時間外の会議の設定の禁止、会議がやむを得ず時間外に及ぶ場合は、あらかじめ終了時</p>
-------	---

間を設定して実施することを提案した。さらに、管理職のマネジメント力を高める研修として、労務管理に関する研修を充実させることを提案した。

また、教育委員会・学校・保護者が連携して行う取組みとして、週1回のノー残業デーの完全実施、週休日における月1回の「家庭の日」の実施の徹底が、現実的・効果的な取組みとなるように、教育委員会・学校・保護者が連携して取り組むことができる仕組み作りを提案した。この点については、保護者の協力がなくなかなか実施が難しいと考えている。さらに、年休・特休を取得しやすい環境づくりを推進していくことも提案した。

次に、「3 機能的な組織の構築」の観点から、校内運営組織の見直しについては、スクラップアンドビルドの視点に立ち、教育委員会が規則に則って設置を義務づけている委員会以外の見直し・効率化を図るとともに、会議の精選についても、積極的に指導・助言していくことを提案した。また、分掌業務の平準化という観点からも学校組織の見直しを図ること、さらに、地域の教育力の積極的な活用によって、協力して子どもを育てていく体制をつくることにより、教員が本来の業務に集中できるようにするといったことを提案した。

次に、「4 働きやすい職場環境づくり」の観点から、まず、学校内外の相談体制の充実として、従来のメンタルヘルス事業に加え、平成27年12月から実施されることとなったストレスチェック制度を、相談体制の充実につながる制度として構築する中で、悩み相談ができる窓口の充実を図ることを提案した。また、個々の教員任せにしない組織としての体制づくりとして、例えば、毎年行っている事務分掌業務については組織としてマニュアルを整備し、効率化を図るとともに、組織として業務を遂行できるようにするといったことを提案した。

最後に、「5 その他」として、初任者研修、採用選考試験のあり方の見直し、教室掲示の簡素化や、部活動の指導について、活動時間や活動日数、外部指導者の活用の面から教員の負担軽減を図っていくこと、研究指定校のあり方の見直しについて、施策の提案をした。

以上の施策提言に対して、委員の皆様からご意見をいただいた。まず、「(施策1) コンプライアンス意識向上」については、「研修には外部講師も多く招かれているようだが、単発的ではなく恒常的に外部講師のような存在を組み込めるとよいだろう。」といったご意見をいただいた。「(施策2) 勤務の適正化」については、「残業は並大抵のことでは減らせない。「ノー残業デー」を設定しても他日の業務量が増えるだけならば、あまり意味がない。覚悟してやらないとすぐに元に戻ってしまい、取組みは有名無実化するケースが多い。本気で取り組むかどうかのポイントになる。」「たとえば横浜市では、教員の労務管理に対する理解を深めるための文書が、教育委員会名とPTA会長名で出されている。今回の施策提案の中に「保護者にも支援・協力・理解を求めていく」とあるが、参考になるかもしれない。横浜市ではまた、夏季休業中の「学校閉庁日」を設けている。これも効果があるように思われる。」「教員が子どもたちに目を向ける時間を確保できるよう、PTAも支援する必要があると思う」といったご意見をいただいた。

「(施策3) 機能的な組織の構築」については、「会議が多すぎる現状を鑑み、その精選を図るといった施策案には賛同できる。」といったご意見をいただいた。

「(施策4) 働きやすい職場づくり」については、「不祥事を起こした職員に「何があったら、あなたの不祥事は防げたと思いますか。」と尋ねたところ、多くの者が、「相談できる相手」と「相談できるしくみ」の2つを挙げた。今回、施策案として「悩み相談ができる窓口の設置」が示されているが、これに賛同したい。もう一つ大切なことは、管理職が誇りと使命感を伝えていくことだろう。」といったご意見をいただいた。

「(施策5) その他」については、「部活動の今後のあり方については、本委員会とは別の検討会で議論が重ねられているようだが、いかに社会のリソースを上手に活用するかという観点から考えられるとよい。部活動については、長期的には学校から地域へと移行していくことがあり得るのかもしれない。」といったご意見をいただいた。

最後にまとめとして、「今後、実際に施策を提示するに際しては、ぜひ具体的な取組みを書き込んでほしい。理念や価値観しか書かれていないと、施策は往々にして実行されない。具体性のある施策を期待している。」といったご意見をいただいた。

このようなご意見を反映させるため、現在、事務局内でさらに検討を進めている。2

## ホームページ公開

	<p>月末までには「不祥事根絶、不祥事を生まない職場環境づくりのための具体的施策」としてまとめ、その上で教育委員会にお諮りし、決定したいと考えている。さらに、年度内には公表したいと考えている。</p>
稲本委員	<p>問題点が網羅されていてよく整理できていると思う。コンプライアンスの問題はメンタルヘルスや組織全体の問題とも関連してくるので広く考える必要がある。委員の意見も的を得ている。問題は、これをいかに具体化するかということであるが、問題点が整理できたという点で大きな一歩であると思う。コンプライアンス向上委員会は、意見を述べるだけなのか、具体策にまで踏み込んでいくのか。</p>
教職員課長	<p>この委員会は、懇話会という形式をとっており、施策提言をしていただくものではない。まず、ご意見をいただいた上で、事務局で施策を提示し、それについて再度ご意見をいただくというものである。委員からいただいたご意見は施策の中に十分に反映させていきたいと考えている。</p>
稲本委員	<p>例えば、「相談相手がいなかった」という問題点があるが、校長・教頭や同僚に相談できない場合、具体的に誰が相談相手になるかが重要である。そういった具体策については、誰が提案するのか。</p>
教職員課長	<p>並行して進めているメンタルヘルス事業にセルフチェック制度が新たに加わるが、現在、その制度設計を事務局及び関係機関で進めている。基本的には、職員がセルフチェックを行い、その中でストレスが高い職員については面談を実施するが、その機関をどうするか検討している。そういった相談を上司にすることを望まない職員も実際にいると思われるので、面談を希望したことを上司や外部の産業医等に伝えるかどうか、また、職員が産業医や精神科医等、誰に相談するかを選べるような形で制度設計できないかと検討を進めているところである。これについてご意見があれば、反映させていきたいと思う。</p>
土屋委員	<p>当社では、支店長や次長には相談しにくい場合もあるので、相談機関は人事部と決めている。人事部にも相談しにくいセクハラ・パワハラ等の場合は、外部機関の弁護士に直接電話をかけてよいということまでやっていかないと、人間対人間の関係なので、難しい部分がある。</p>
教職員課長	<p>相談したことで職員が不利益な立場になるようなシステムでは相談できない。今、その辺りをどうするかを検討している。</p>
土屋委員	<p>相談者の立場はどのようなことがあっても保証し、不利益を被ることがないようにする必要はある。</p>
稲本委員	<p>学校でいうと人事部はどこになるのか。</p>
教育長	<p>教職員課になる。</p>
稲本委員	<p>ある会社では、疲労や睡眠の程度を測るメンタルチェックの機械を導入する際、そのデータが人事部にいくと勤務評定に影響するというので、外部機関と本人だけが所有するという形になったという例もある。</p>
教育長	<p>今回、教育関係者でない方を集めてコンプライアンス向上委員会を実施した。多くの教員が抱えている問題について、相談するルートを二重三重に整えておくことで、個人の教員にいかに届くようにするかということが重要であると考えている。学校内で解決すれば一番よいが、そうできない場合もあるので、実効性の上がる方法を考えていく必要がある。委員からよいご意見をいただいたので、それを実行できるようにしていきたい</p>

## ホームページ公開

	い。
稲本委員	これまでこういったところまでメスを入れなかったと思う。全国的にも例のない一歩を踏み出せたのではないか。それを具体的な結果に結びつけるためには、内部・外部のシステムをどうするか、もっと検討する必要がある。
教育長	これを受けて、来年度どうするかという施策案を出し、委員会で議論していただくという手順で進めていきたいと考えている。
森口委員	委員の意見の中に「出席された先生方から「頑張る」という言葉がたくさん出てきた。頑張ることが前提あるいは相当頑張らなければならないことが常態化していること自体が異常な状態である。」とある。子どもへの声掛けでは、「頑張れ」と励ますことはあると思うが、教員同士の中では「頑張る」ではなく他の言葉で表現できるようにしていかないと、自分が置かれている実態や問題の糸口は見えてこないと思う。幹部職員からでも、「頑張る」という言葉を使わないようにしていくことが必要ではないか。
教職員課長	この意見は、コンプライアンス向上委員会に現場の教員を呼んで、委員の方々と意見交換をしていただいた時に、若い教員から「頑張る」という言葉が多く出てきたことを受け、頑張ることが前提となっていることが多忙化に拍車をかけているのではないかと、という指摘があったものである。森口委員が仰るように、とにかく頑張るのではなく、何をどのように頑張るのかという視点で業務を見直さないと、客観的に業務の適正化を図ることも難しいので、そのような視点も含めて施策に反映していきたい。
副教育長	言葉を変えると、それがメリハリであると思う。現場の教員からは、メリハリなく常に頑張っているという印象を受けたので、そのような意見が出たのだと思う。もう少しメリハリをつけて仕事を精査する必要があるという趣旨だと受け止めている。
<b>(2) 「ふるさと教育フェスタ2015」の開催について</b>	
学校支援課長	2月18日(木)13時30分から16時30分まで、ぎふ清流文化プラザにおいて、「ふるさと教育フェスタ2015」を開催する。昨年度、県図書館で開催したふるさと教育表彰の内容を充実させ、伝統芸能の実演や英語ふるさとプロモーションコンテストなども行う予定である。広く県民の方々に学校の取組みを知っていただく機会としたいと思う。委員の皆様にもぜひご覧いただきたい。
<b>(3) 岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教育総務課長	全国レベルの表彰については、文化部門の12月分、スポーツ部門の11月、12月分をまとめている。
<b>(4) 平成27年度教育委員行事予定について</b>	
教育総務課長	2月1日の全国都道府県教育委員会連合会第2回総会は、稲本委員にご出席いただく予定である。また、2月18日のふるさと教育フェスタは、開催時間を変更させていただく。現在、委員の皆様にご出欠を確認のご案内をお送りしているので、ご回答をお願いしたい。3月3日は、定例教育委員会の開始時間を変更させていただく。さらに、臨時教育委員会は、3月18日に開催させていただくことが決定したので、ご予定をお願いしたい。
<b>その他</b>	
社会教育	岐阜県図書館が新館開館20周年を迎えたことを契機に、1月24日、俳優の紺野美

## ホームページ公開

文化課長

沙子さんに名誉館長に就任していただいたので、報告する。紺野さんは、朗読活動を積極的に行われており、紺野さんのご主人のご両親が岐阜県郡上市のご出身ということで岐阜県に縁がある方で、国連の親善大使等の活動にも積極的に取り組まれている。図書館の様々な事業促進にご尽力いただきたいと考えている。

### 閉会

午後3時48分、閉会を宣言する。